

えん罪・名張毒ぶどう酒事件 無実の死刑囚 11回目の再審請求！



65年にわたるえん罪を終わらせましょう！
～科学が暴いた真犯人の存在 封緘紙は貼り直されていた～

60年以上語られなかった 「封緘紙」の秘密

名張毒ぶどう酒事件の最大の争点は「いつ、どこで、誰が毒を入れたか」です。裁判所はこれまで、「公民館でたった10分間、一人になった奥西勝さんだけが犯行可能だった」としてきました。その前提は、「ぶどう酒は公民館で毒を入れるために初めて開けられた」というものでした。

しかし、その前提を覆す決定的な証拠が見つかりました。それが、瓶の口を封じていた紙＝「封緘紙（ふうかんし）」の裏についた「糊（のり）」です。

ぶどう酒の製造過程で用いられた糊とは異なる別の糊が付着していたことが鑑定で明らかになりました。



〈糊鑑定〉

奥西さんの犯行ではないことが明らかに

家庭用のり（PVA）が検出されたこと。それは、犯人が「一度封を開けて毒を入れ、家庭用のりで丁寧に貼り直した（二度貼りした）」ことを意味します。そんな手の込んだ作業は、公民館での「たった10分間」には不可能です。奥西さんは破れた封緘紙をそのままにしておいたと自白させられています。つまり、真犯人は公民館に持ち込む前に、別の場所で毒を入れ、封をし直していたのです。奥西さんの犯行機会は、科学によって完全に否定されました。

弁護団は、糊鑑定を完璧なものにするため、封緘紙の一部を切り取っての鑑定を求めています。

名古屋高等裁判所は一刻も早い再審開始を！

奥西勝さんの妹の岡美代子さんと弁護団は、名古屋高等裁判所に11次の再審請求を1月22日に行いました。

名古屋高等裁判所は、「人権の砦」としての裁判所の役割をしっかりと自覚し、科学的知見に基づく、真剣なそして迅速な審理と検察官が隠し続ける証拠を全面的に開示させ、一刻も早く再審開始決定を出してください。

事件の概要：名張毒ぶどう酒事件とは

1961年（昭和36年）3月28日、三重と奈良の県境にある位置する名張市葛尾の住民による「三奈の会」の懇親会で出された女性用ぶどう酒に毒が混入され、5名が死亡、12名が重軽傷を負った事件。

問題のぶどう酒を会長宅から会場の公民館まで運んだ人物として奥西勝さんが警察の執拗な追及を受け、虚偽自白へと追い込まれたが、その後否認。

一番津地裁は、この「自白」の信用性を否定して無罪。しかし、検察官控訴を受けた名古屋高裁が一転死刑判決を宣告。1972年（昭和47年）確定。

奥西さんは自ら4回再審申立て。5回目からは日弁連事件として申立て。2005年4月5日、7回目の再審申立てでいったんは再審開始決定が出されるも、翌年取消。

2015年10月4日、八王子医療刑務所で奥西勝さん無念の獄死。妹の岡美代子さん（96歳）が引き継ぎ、第11次再審請求を行っています。



名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国の会

〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部内 TEL052-684-5825

「救援新聞」（1958年6月10日第三種郵便物可）

奥西さんを犯人とする死刑判決の3本の柱は すべて崩れ去っています！



①【崩壊】 犯行の機会（第1の柱）

判決：「公民館で10分間一人だった奥西にしかできない」

事実：糊の鑑定により、犯行は公民館に来る前に別の場所で行われたことが判明しています。奥西さんには不可能です。また、ぶどう酒が届けられた三奈の会・会長宅は午後4時から1時間あまり無人の状態でした。購入・販売になどに関わった事件関係者は当初4時前に届けられた内容の供述をしていましたが、事件発生から3週間あまりするといっせいに午後5時頃に変更され、それによって奥西さんにしか犯行機会がなかったことにされてしまいました。

②【崩壊】 王冠の歯型（第2の柱）

判決：「王冠についた傷は奥西の歯型と一致する」

事実：現場から押収された王冠の表面には傷がついていました。奥西さんは毒を入れる際に王冠を歯で噛んであけたといわされており、王冠の傷が奥西さんに歯によるものかが争われました。死刑判決は二審で提出



ぶどう酒の内蓋

された「松倉鑑定」を根拠として一審無罪判決を取り消して死刑を宣告しましたが、5回目の再審審理においてこの松倉鑑定が写真の拡大倍率を不正に操作して無理やり奥西さんの歯によるものとして、不正鑑定・捏造証拠であることが明らかになりました。

また、一審判決、再審開始決定、今回の新証拠では事件のぶどう酒のものではない可能性を指摘しています。

③【崩壊】 自白（第3の柱）

判決：「自白は信用できる」

事実：再審を開始すべきとした最高裁の宇賀克也裁判官は、○名張川に農薬のニッカリンTの瓶を投棄したと自白させられているが出てきていない、○農薬を入れた竹筒を囲炉裏の間で燃やしたとされるが、燃え殻からリンの成分が検出されていない、○ぶどう酒が出ることが決まっていなかったのに前夜から準備をしていたことは矛盾でしかない、○奥西さんが公民館にぶどう酒を運ぶことになったのは偶然でしかない、○宴会で出されるぶどう酒を自らが包装紙をあけてみせていることなど、自白の内容には多数の疑問点があることを指摘し、再審開始すべきとしました。

あなたの署名が、裁判所を動かします

名張事件はそもそも第1審の津地裁では無罪判決でした。第7次再審請求でも、2005年に再審開始決定が出されています。第10次再審最高裁決定では、裁判官の一人が「再審を開始すべき」という反対意見を書きました。

司法の壁はあと少しで崩れます。今回の「糊鑑定」という動かぬ科学的証拠を突きつけ、今度こそ再審の扉をこじ開けなければなりません。

〈私たちにできること〉

○署名にご協力くださいQRコードから。

科学的知見に基づく真剣な審理と全面証拠開示によって再審開始を求める名古屋高等裁判所あての署名にご協力ください。署名用紙は、全国の会のホームページからダウンロードできます。

また、オンラインでの署名もできます。

○証拠開示を求めましょう公正な科学鑑定（封緘紙の破壊鑑定など）を行うよう、声を届けましょう。

○「疑わしきは被告人の利益に」。

この刑事裁判の鉄則が守られる当たり前の社会にするために、再審法の改正を求める運動とともに皆様のご支援をお願いいたします。



名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国の会
〒460-0011 名古屋市中区大須 4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部内 TEL052-684-5825